

諮問事項

苫小牧圏都市計画臨港地区の変更（案）

苫小牧臨港地区について、全体面積を約1,965haから約1,965haに変更する。
（西港区汐見地区、約149㎡を臨港地区に追加編入する。）

説明資料

1 都市計画臨港地区変更に係る経過及び理由書

(1) 臨港地区の変遷

告示年月日	告示番号	面積（ha）		
		苫小牧市	厚真町	合計
昭和 37. 3. 13	建設省告示 第 510 号	172	0	172
46. 3. 9	北海道告示 第 544 号	1,407	0	1,407
48. 6. 1	北海道告示 第 1709 号	1,426	0	1,426
60. 8. 22	北海道告示 第 1458 号	1,576	204	1,780
平成 14. 6. 11	北海道告示 第 1006 号	1,595	204	1,799
16. 4. 6	北海道告示 第 391 号	1,619	204	1,823
21. 3. 31	北海道告示 第 238 号	1,761	204	1,965

(2) 変更概要

西港区汐見地区第1船だまりにおいて、公有水面埋立て事業により生じる区域、約0.0ha（約149㎡）を臨港地区に編入し、港湾の秩序ある発展と円滑な管理運営を図る。

(3) 変更の理由

苫小牧港西港区の臨港地区については、昭和37年に都市計画決定され、その後、適宜拡大及び部分変更を行っており、近年では、平成16年に西港区埋立地の土地利用の見通しが明確になったことから拡大変更を行い、現在に至っている。

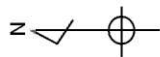
西港区汐見地区第1船だまりは、ポートサービス船や官公庁船等に利用されているが、係留施設の老朽化及びポートサービス船の大型化に対応するため、岸壁の増深に伴う埋立事業が行われ、平成22年3月に竣功したところである。

このため、今回の埋立てにより生じる区域について、市街化区域編入に伴い、臨港地区に指定し、港湾の円滑な管理運営を図ることとする。

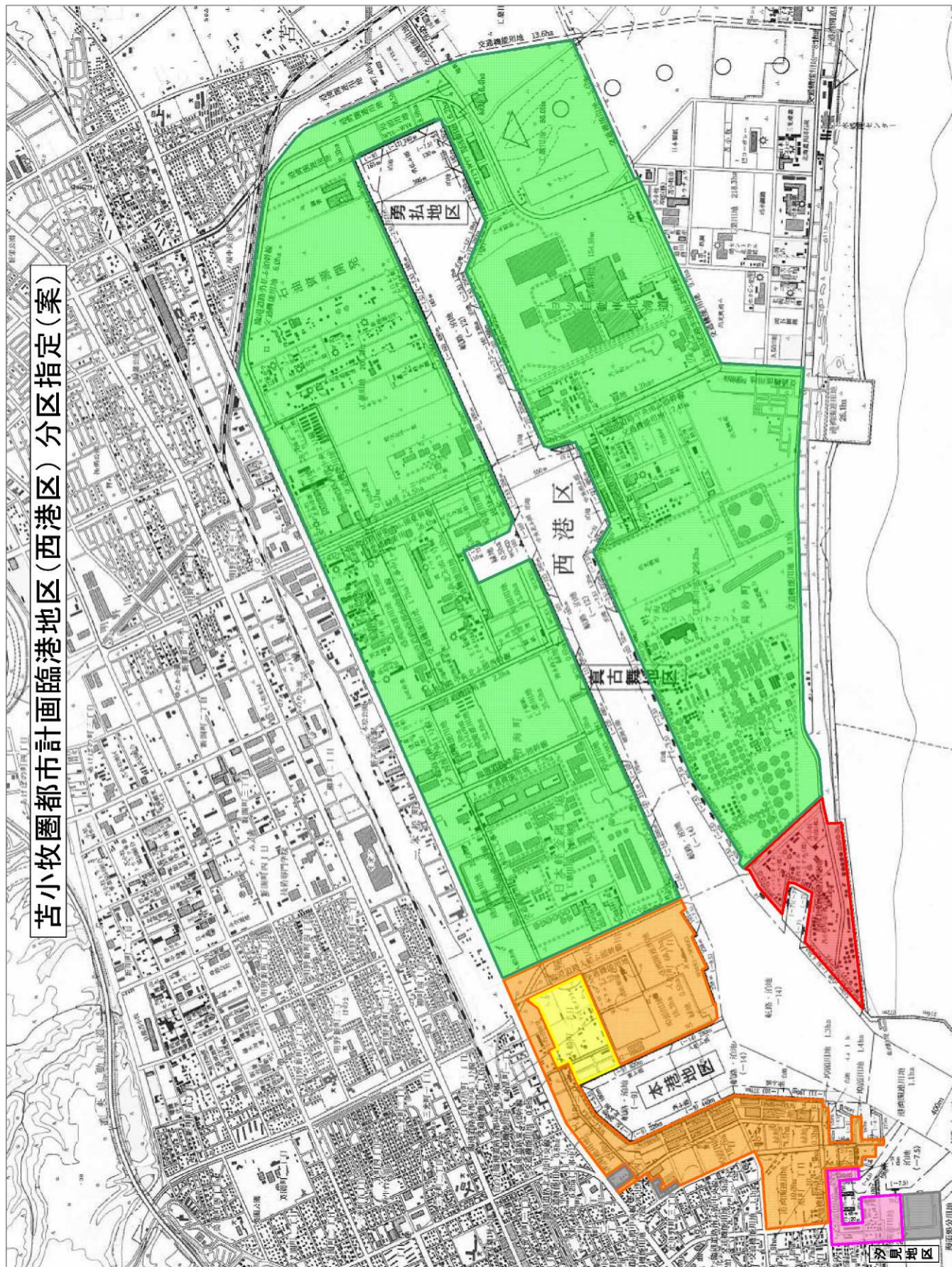
2 新旧対照表

名 称	面 積			備 考			
	新	旧	増減				
苦小牧 臨港地区	約 1,965ha	約 1,965ha	+ 0ha	(単位 : ha)			
				分 区	新	旧	増減
				商 港 区	430.7	430.7	+ 0.0
				特殊物資港区	54.9	54.9	0.0
				工 業 港 区	1,363.9	1,363.9	0.0
				漁 港 区	14.7	14.7	0.0
				保 安 港 区	84.2	84.2	0.0
				マリーナ港区	7.5	7.5	0.0
				無指定地区	9.2	9.2	0.0
				合 計	1,965.1	1,965.1	0.0
				※分区については、現時点での想定案である。			

苦小牧圏都市計画臨港地区(西港区)分区指定(案)



凡例	(分区面積は全体)
商港区	430.7ha
特殊物資港区	54.9ha
工業港区	1,363.9ha
漁業区	14.7ha
保安港区	84.2ha
無指定	9.2ha
マリーナ港区	7.5ha
計	1,985.1ha



3 都市計画決定に係る今後のスケジュール

苫小牧圏都市計画臨港地区の変更

事 項	時 期	備 考
苫小牧港地方港湾審議会	平成22年 3月17日	苫小牧港地方港湾審議会条例 第2条
都市計画変更案の申し出	平成22年 3月下旬	都市計画法第23条第4項
北海道都市計画審議会 (幹事会)	平成22年 5月17日 (予定)	
北海道都市計画審議会 (予備審議)	平成22年 5月24日 (予定)	
苫小牧市意見聴取	平成22年 6月下旬	都市計画法第18条第1項
苫小牧市都市計画審議会	平成22年 8月中旬	
計画案の縦覧	平成22年 8月中旬～ 平成22年 8月下旬	都市計画法第17条第1項
北海道都市計画審議会 (本審議)	平成22年 9月 6日 (予定)	都市計画法第18条第1項
北海道開発局同意協議	平成22年10月上旬	都市計画法第18条第3項
変更告示	平成22年10月下旬	都市計画法第20条第1項 (同法第21条第2項)
※参考 臨港地区内分区指定告示	平成22年11月上旬	港湾法第39条第1項